

岩倉市病児保育・病後児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病気の回復期である児童又は病気の回復期に至らない児童を一時的に保育する病児保育及び病後児保育事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育園等 保育園、幼稚園、認定こども園等及び小学校その他小学校に相当する教育機関をいう。
- (2) 児童 保育園等に通所する小学校3年生に相当するまでの者をいう。
- (3) 病児保育 病気の回復期に至っていないが、医療機関による入院加療の必要がなく、症状の急変が生じるおそれがない児童を病院、診療所、保育所等に設置された専用施設で一時的に保育する事業をいう。
- (4) 病後児保育 病気の回復期にあり、医療機関による入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童を病院、診療所、保育所等に設置された専用施設で一時的に保育する事業をいう。

(実施主体)

第3条 病児保育及び病後児保育の実施主体は、岩倉市とする。

(委託)

第4条 病児保育及び病後児保育は、適切に事業を実施することができる者と市長が認める者（以下「実施事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第5条 病児保育の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する児童で、病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合で、保育園等での集団生活が困難な者
- (2) 前号に規定する児童で、その保護者が疾病、入院、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事情により、自宅において育児をされることが困難な者

2 病後児保育の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に居住する満1歳以上の児童で、病気の回復期であることから
保育園等での集団生活が困難な者

(2) 前号に規定する児童で、その保護者が疾病、入院、介護、冠婚葬祭
等社会的にやむを得ない事情により、自宅において育児をされることが
困難な者

(実施基準)

第6条 病児保育又は病後児保育を実施する施設（以下「実施施設」とい
う。）は、厚生労働省が定める基準を満たし、かつ、市長が適当と認めた
ものとする。

2 実施施設の利用定員は、児童2人とする。

3 実施施設の職員配置は、児童10名に対して看護師、准看護師又は助
産師のうちいずれか1名を、児童3名に対して保育士等1名を配置しな
ければならない。

(事業内容)

第7条 病児保育及び病後児保育の事業内容は、次に定めるものとする。

(1) 病児保育又は病後児保育を必要とする児童を医師の指示（診断）に
より受け入れること。

(2) 体温の管理等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安
静を保てるように処置すること。

(3) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(保育期間)

第8条 病児保育及び病後児保育の保育期間は、原則として7日以内とす
る。ただし、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況に
より市長が必要と認める場合は、必要最小限の範囲内でこれを延長する
ことができる。

(保育時間等)

第9条 病児保育及び病後児保育の保育時間は、次の各号に掲げる区分に
応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 病児保育 月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時ま
で及び土曜日の午前8時30分から午後1時まで

(2) 病後児保育 月曜日から金曜日までの午前7時30分から午後6時
まで

2 実施施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要が

あると認める場合は、変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他市長が実施事業者と協議して適当と認めた日
（事前登録）

第10条 病児保育又は病後児保育を利用しようとする保護者は、あらかじめ病児保育・病後児保育登録申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請を受理したときは、速やかに病児保育・病後児保育登録受付簿（様式第2）に記入しなければならない。

（利用の申請及び決定通知）

第11条 前条の登録をした者が、病児保育又は病後児保育を利用しようとするときは、医師の診察を受けたうえで、市長に病児保育・病後児保育利用申請書（様式第3）を提出しなければならない。なお、病後児保育の利用については病後児保育連絡票（様式第3の2）も併せて提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、必要な調査を行い、病児保育又は病後児保育の必要を認めたときは病児保育・病後児保育利用許可通知書（様式第4）により、病児保育又は病後児保育の要件に該当しないと認めたとき又は定員を超えているときは病児保育・病後児保育利用不許可通知書（様式第5）により、保護者に通知するものとする。

（保育料の徴収）

第12条 市長は、病児保育又は病後児保育の利用許可を受けた保護者から児童1人につき、別表に定める保育料を徴収する。

- 2 市長は、前条第2項で決定したときは、保護者に対し、病児保育料・病後児保育料決定通知書（様式第6）により通知するものとする。
- 3 保護者は、前項の通知を受けたときは、市長の指定する日までに保育料を納付しなければならない。
- 4 市長は、生活の困窮、災害その他特別の理由のある者に対しては、保育料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

る。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、病児保育及び病後児保育について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の岩倉市病児保育事業実施要綱の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の岩倉市病児保育及び病後児保育事業実施要綱の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

保育	年齢区分	保育料（日額）
病児保育	満3歳未満	2,100円
	満3歳	900円
	満4歳以上	800円
病後児保育	満3歳未満	1,800円
	満3歳	800円
	満4歳以上	700円

様式第3（第11条関係）

年 月 日

病児保育
病後児保育
利用申請書

岩倉市長 殿

保護者 住所 岩倉市
氏名
電話 () -

病児保育
病後児保育 を受けたいので、次のとおり申請します。

区分	氏名	年齢	生年月日	性別	児童の入所施設名
児童			年 月 日	男・女	
入所を希望する期間	年 月 日から 年 月 日までの 1 毎日 2 その他指定日 ()				
入所を希望する時間	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分				
緊急連絡先	自宅・勤め先・その他 () 電話 -				
医師の 所見					
	医療機関名				

備考 病後児保育を利用する場合は、病後児保育連絡票（様式3の2）も併せて提出してください。

様式第4（第11条関係）

年 月 日

病児保育
病後児保育
利用許可通知書

様

岩倉市長 印

病児保育
病後児保育 の利用を、次のとおり許可しましたので通知します。

児 童 の 氏 名	
生 年 月 日	
入 所 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 1 毎日 2 その他指定日（ ）
保 育 時 間	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
備 考	

様式第5（第11条関係）

年 月 日

病 児 保 育 利 用 不 許 可 通 知 書
病 後 児 保 育

様

岩倉市長

印

申請のあった病 児 保 育 の入所については、次のとおり不許可としまし
病 後 児 保 育

たので通知します。

児 童 の 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 性別 男・女
不 許 可 の 理 由	
備 考	

様式第6（第12条関係）

年 月 日

病児保育料決定通知書
病後児保育料
様

岩倉市長 印

病児保育に係る保育料については、次のとおり決定しましたので通知します。
病後児保育

児童の氏名		性別	男女	生年月日	年 月 日生(歳)
保育日数	日				
保育料	円				
備考					